新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱

第１　目的

この要綱は、事業者及び産業廃棄物処分業者（以下「事業者等」という。）が行う産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関し必要な指導を行うことにより、産業廃棄物の適正処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

第２　定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１　法　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）をいう。

２　令　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）をいう。

３　細則　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和５２年新潟県規則第５０号）をいう。

４　産業廃棄物　法第２条第４項に規定する産業廃棄物をいう。

５　事業者　自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。

６　産業廃棄物処分業者　法第14条第６項又は第14条の４第６項の規定により許可を受けようとする者及び許可を受けている者をいう。

７　中間処理施設　事業者が設置する令第７条第１号から第１３号の２までに掲げる施設及び産業廃棄物処分業者が設置する産業廃棄物の中間処理を行うための施設をいう。

８　最終処分場　令第７条第１４号に掲げる施設をいう。

９　産業廃棄物処理施設　中間処理施設及び最終処分場をいう。

10 産業廃棄物処理施設の設置等　県内（新潟市の区域を除く。）における産業廃棄物処理施設の設置及び当該産業廃棄物処理施設に係る次に掲げる事項の変更（法第15条の２の６第１項ただし書に規定する軽微な変更を除く。）をいう。

(1)　処理する産業廃棄物の種類

(2)　処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

(3)　位置、構造等の設置に関する計画

(4)　維持管理に関する計画

第３　事業者等の責務

１　事業者等は、産業廃棄物処理施設の設置等及び維持管理に当たっては、法、令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）、細則、新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例（平成16年新潟県条例第84号）、新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例施行規則（平成17年新潟県規則第２号）

その他の関係法令のほか、この要綱に定める事項を遵守するものとする。

2　事業者等は、産業廃棄物処理施設の設置等及び維持管理に当たっては、生活環境の保全及び増進に努めるものとする。

3　事業者等は、産業廃棄物処理施設の設置等の計画を策定するに当たっては、法第５条の５第１項の規定により定める廃棄物処理計画及び県又は関係市町村が定める土地利用計画等に適合するように努めるものとする。

4　事業者等は、産業廃棄物処理施設の設置等に当たっては、事前に関係市町村及び地域住民等に計画の概要を説明し、その理解を得るよう努めるものとする。

5　事業者等は、関係市町村又は地域住民等と生活環境の保全に関する協定を締結するよう努めるものとする。

第４　県の責務

県は、事業者等に対し、産業廃棄物処理施設の設置等及び維持管理に関し、指導又は助言を行い、その他必要な措置を講ずるものとする。

第５　市町村の協力

市町村は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る立場から、県が実施する産業廃棄物の適正処理に関する対策に協力するものとする。

第６　立地等に関する基準

事業者等は、産業廃棄物処理施設の設置等に当たっては、別表第１に定める立地等に関する基準を遵守するものとする。

第７　構造に関する基準

事業者等は、産業廃棄物処理施設の設置等に当たっては、知事が別に定める構造に関する基準を遵守するものとする。

第８　事前協議

1　事業者等は、産業廃棄物処理施設の設置等を行う場合には、法第14条第６項、第14条の２第１項、第14条の４第６項、第14条の５第１項、第15条第１項若しくは第15条の２の６第１項の規定による許可の申請又は法第14条の２第３項若しくは第14条の５第３項において準用する法第７条の２第３項の規定による届出の前に、別記第１号様式による事前協議書（以下「事前協議書」という。）により知事（当該産業廃棄物処理施設が２ヘクタール以上の面積を有する最終処分場以外の産業廃棄物処理施設である場合にあっては、その設置場所を所管する地域振興局長。第17及び別表第１を除き、以下同じ。）に協議するものとする。

2　事前協議書には、別表第２に掲げる書類等を添付するものとする。

3　上記１及び２の規定は、事業者等が第12の１の規定による通知に係る事前協議の内容の変更（法第15条の２の６第１項ただし書に規定する軽微な変更を除く。）をしようとする場合について準用する。この場合において、上記１中「別記第１号様式による

事前協議書」とあるのは「別記第２号様式による変更協議書」と、上記２中「別表第２に掲げる書類等」とあるのは「別表第２に掲げる書類等のうち、下記３に規定する変更に伴いその内容を変更する必要があるもの」と読み替えるものとする。

第９　現地調査

知事は、第８の規定による協議（以下「事前協議」という。）を受けたときは、必要により現地調査を行うものとする。

第10　関係市町村長からの意見聴取

１　知事は、事前協議を受けたときは、当該事前協議書及びその添付書類の写しを関係市町村長に送付し、生活環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。

２　前項の関係市町村長は、意見を述べるに当たり、事業者等に対し説明を求めることができるものとする。

第11　計画の変更等の指導

１　知事は、関係市町村長の意見を踏まえ、事前協議の内容を審査し、必要があると認めるときは、事業者等に対し留意すべき事項又は計画の変更若しくは中止について指導するとともに、その旨を関係市町村長に通知するものとする。

２　事業者等は、上記１の規定による指導を受けたときは、その指導事項に対する必要な措置を講じ、その結果について、別記第３号様式により知事に報告するものとする。

３　事業者等は、上記１の規定による指導を受けた日から１年を経過しても指導事項に対する必要な措置が完了しないときは、事前協議を取り下げるものとする。ただし、指導事項に対する必要な措置が完了しないことについて、事業者等の責めに帰することのできない特別な事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

第12　事前協議の完了等

１　知事は、事前協議の内容が適当であると認めるときは、その旨を事業者等及び関係市町村長に通知するものとする。

２　事業者等が前項の規定による通知を受けた日から起算して１年を経過する日までに事前協議に係る工事に着手しない場合は、当該事前協議は、取り下げられたものとみなす。ただし、事前協議に係る工事に着手しないことについて、事業者等の責めに帰することのできない特別な事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

第13　手続の中断等

知事は、次の各号の１に該当するときは、事前協議に関する手続を中断し、又は事前協議の取下げを指導するものとする。

(1)　事業者等が廃棄物の処理に関し、法その他の関係法令に基づく改善命令、措置命令等を現に受けているとき。

(2)　事業者等がこの要綱に基づく指導又は指示に従わないとき。

第14　産業廃棄物処理施設の設置等の許可申請の時期

事業者等は、第12の１の規定による通知を受けた後に、法第15条第１項又は第15条の２の６第１項の規定による許可の申請を行うものとする。

第15　工事完了の確認等

１　事業者等は、事前協議に係る工事（法第15条第１項又は第15条の２の６第１項の規定による許可に係る工事を除く。）が完了したときは、別記第４号様式により知事に報告するものとする。

２　地域振興局長は、上記１の規定による報告があったときは、速やかに工事完了の確認を行うものとする。

第16　産業廃棄物処分業の許可申請等の時期

産業廃棄物処分業者は、第15の２の工事完了の確認を受けた後に、法第14条第６項、第14条の２第１項、第14条の４第６項若しくは第14条の５第１項の規定による許可の申請又は法第14条の２第３項若しくは第14条の５第３項において準用する法第７条の２第３項の規定による届出を行うものとする。

第17　維持管理に関する基準

事業者等は、産業廃棄物処理施設の維持管理に当たっては、知事が別に定める維持管理に関する基準を遵守するものとする。

第18　機能障害発生時の措置

１　事業者等は、産業廃棄物処理施設について故障、破損その他の事由により機能の障害が発生したときは、直ちに応急の措置を講じなければならない。ただし、当該産業廃棄物処理施設について法第21条の２第１項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

２　事業者等は、上記１の場合には、速やかにその状況を地域振興局長に通報するものとする。

３　事業者等は、上記２の場合において、地域振興局長が機能の障害の拡大又は再発の防止のために必要な措置を講ずべき旨を指示したときは、これに従うものとする。

４　地域振興局長は、上記３の措置が完了するまでの間、当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を指示することができるものとする。

第19　最終処分場の廃止等

事業者等は、最終処分場の埋立て終了後の管理及び廃止後の跡地利用については、あらかじめ地域振興局長に協議するものとする。ただし、その内容が事前協議で了した内容と同一であるときは、この限りでない。

第20　書類の経由

この要綱の規定により知事に提出する書類は、地域振興局長を経由するものとする。

第21　委任

この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

１　この要綱は、平成25年３月29日から実施する。

２　この要綱は、平成30年５月１日から実施する。

３　この要綱は　令和３年４月１日から実施する。

別表第１（第６関係）

(1)　産業廃棄物処理施設と住宅、店舗、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条第１項に規定する社会福祉事業の用に供する施設、医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院又は同条第２項に規定する診療所、社会教育法（昭和24年法律第207号）第２条に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設との間に適切な距離が確保されること。

(2)　産業廃棄物処理施設の敷地の全部又は一部が、災害の防止、公共施設の建設、文化財の保護その他公共の目的のため産業廃棄物処理施設の設置等を抑制する必要がある区域に含まれないこと。

(3)　令第７条に掲げる施設にあっては、法第15条第３項に規定する生活環境影響調査を、その他の施設にあっては知事が別に定める環境調査指針に基づく環境調査を実施すること。

(4)　産業廃棄物処理施設の敷地について使用権原（最終処分場にあっては、所有権）を有すること。この場合において、使用権原が所有権以外であるときは、事前協議書の記載事項について、敷地の所有者の承諾を得ること。

(5)　産業廃棄物の搬入に伴う車両の通行について、公道から産業廃棄物処理施設までの搬入道路の管理者の承諾を得ること。

(6)　関係市町村及び地域住民等を対象とした産業廃棄物処理施設の設置等の計画に関する説明会を開催すること。

(7)　事前協議書の記載事項について、次に掲げる者の承諾を得ること。

ア　産業廃棄物処理施設の敷地に隣接する土地の所有者及び権原に基づき現に当該土地を使用している者

イ　産業廃棄物処理施設の設置等により生活環境に影響を及ぼすおそれのある地区の代表者

ウ　産業廃棄物処理施設から排水を放流する場合は、放流先の河川、水路等の管理者（国土交通大臣、知事及び市町村長を除く。）、水利権者及び漁業権者（漁業権者を構成員とする団体がある場合は、当該団体）

(8)　関係市町村又は地域住民等から生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、これに応ずること。

(9)　最終処分場を設置する場合は、廃止後の跡地利用について関係市町村と協議すること。

備考　環境影響評価法（平成９年法律第81号）第２条第４項に規定する対象事業又は新潟県環境影響評価条例（平成11年新潟県条例第38号）第２条第２項に規定する対象事業に該当する産業廃棄物処理施設の設置等については、第６号に定める基準は、適用しない。

別表第２（第８関係）

(1)　事業者等に関する次に掲げる書類
　ア　住民票の写し（外国人にあっては国籍等の記載があるもの、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記事項証明書）
　イ　技術管理者を置かなければならない産業廃棄物処理施設にあっては、その確保を証する書類
　ウ　産業廃棄物処理施設の設置等に要する事業費及びその資金計画に関する書類
　エ　産業廃棄物処分業者にあっては、次に掲げる書類
　　(ｱ)　産業廃棄物処分業者が法第14条第５項第２号イからへまで又は第15条の２第１項第４号に該当しない旨を記載した書類
　　(ｲ)　産業廃棄物の処分を適確に遂行するに足りる能力を有することを証する書類
(2)　産業廃棄物処理施設の立地等に関する次に掲げる書類及び図面
　ア　位置及び搬入道路を示す地形図（縮尺５万分の１のもの）
　イ　周辺の土地の利用状況を示す図面（縮尺５千分の１から１万分の１までのもの）
　ウ　産業廃棄物処理施設の敷地内における当該施設及び産業廃棄物の受入設備その他の設備の配置図
　エ　別表第１(3)に規定する調査の結果を記載した書類
　オ　産業廃棄物処理施設の敷地に関する次に掲げる書類及び図面
　　(ｱ)　公図の写し
　　(ｲ)　登記事項証明書
　　(ｳ)　事業者等が敷地について所有権を有しない場合は、使用権原を有することを証する書類
　カ　別表第１(4)後段、(5)及び(7)の承諾を得たことを証する書類
　キ　別表第１(6)の説明会の概要を記載した書類
　ク　別表第１(8)の協定の締結を証する書類
　ケ　別表第１(9)の規定による協議が成立したことを証する書類
(3)　産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
(4)　産業廃棄物処理施設から発生する排ガス及び排水の処理系統図
(5)　最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあっては処理工程図
(6)　最終処分場にあって、汚泥・鉱さい・燃え殻・ばいじん等を埋立処分する場合は試験成績書

別記

第１号様式（第８関係）

年　　月　　日

新潟県知事

（地域振興局長）　様

住　　所
氏名又は名称及
び代表者の氏名
電　話　番　号

産業廃棄物処理施設の設置等に関する事前協議書

下記のとおり産業廃棄物処理施設を設置（変更）したいので、新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第８の１の規定により協議します。

記

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用産業廃製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、性状及び処理量	
着工予定年月日	年　　月　　日
使用開始予定年月日	年　　月　　日
施設の概要	別紙のとおり

別紙（その１）

<table>
<tr><td colspan="3">産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項</td><td colspan="2">産業廃棄物処理施設の位置</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物処理施設の処理方式</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物処理施設の構造及び設備</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理に伴い生ずる排ガス及び排水</td><td>量</td><td></td></tr>
<tr><td>処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項</td><td colspan="2">排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">排ガスの性状及び放流水の水質等の測定頻度に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項</td><td></td></tr>
</table>

別紙（その２）

<table>
<tr><td colspan="3">△災害防止のための計画（産業廃棄物の最終処分場である場合）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法</td><td rowspan="2">特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物</td><td>区　　分</td><td>自家処分　　委託処分</td></tr>
<tr><td>処分方法</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別管理産業廃棄物</td><td>区　　分</td><td>自家処分　　委託処分</td></tr>
<tr><td>処分方法</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">△埋立処分の計画（最終処分場の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">備考
１　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用すること。
２　△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</td></tr>
</table>

第２号様式（第８関係）

年　　月　　日

新潟県知事
（地域振興局長）　様

住　　所
氏名又は名称及
び代表者の氏名
電　話　番　号

産業廃棄物処理施設の設置等に関する変更協議書

年　　月　　日付け　　第　　号で適当である旨の通知を受けた事前協議の内容を下記のとおり変更したいので、新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第８の３において準用する第８の１の規定により協議します。

記

施設の種類		中間処理施設（　　）・最終処分場（　　）
設置場所		
変更の内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		

第３号様式（第１１関係）

年　　月　　日

新潟県知事
（地域振興局長）　様

住　　所
氏名又は名称及
び代表者の氏名
電　話　番　号

措　置　結　果　報　告　書

年　　月　　日付け　　第　　号で指導を受けた事項に対し、下記のとおり措置を講じたので、新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第１１の２の規定により報告します。

記

指　導　事　項	指導事項に対する措置

第４号様式（第１５関係）

年　　月　　日

新潟県知事
（地域振興局長）　様

住　　所
氏名又は名称及
び代表者の氏名
電　話　番　号

工　事　完　了　報　告　書

産業廃棄物処理施設の設置等に係る工事が完了したので、新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第１５の１の規定により、下記のとおり報告します。

記

施　設　の　種　類	中間処理施設（　　）・最終処分場（　　）
設　置　場　所	
着　工　年　月　日	年　　月　　日
工事完了年月日	年　　月　　日
使用開始予定年月日	年　　月　　日
関係法令の規定による許可等の状況	別紙のとおり

添付書類　工事完成写真（産業廃棄物処理施設の全景及び主要な部分等を撮影したもの）

別紙

関係法令の規定による許可等の状況

法令名	許可等の内容	許可等の年月日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日

別記

第１号様式（第８関係）

年　　月　　日

新潟県知事

（地域振興局長）　様

住　　所
氏名又は名称及
び代表者の氏名
電　話　番　号

産業廃棄物処理施設の設置等に関する事前協議書

下記のとおり産業廃棄物処理施設を設置（変更）したいので、新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第８の１の規定により協議します。

記

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用産業廃製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、性状及び処理量	
着工予定年月日	年　　月　　日
使用開始予定年月日	年　　月　　日
施設の概要	別紙のとおり

別紙（その１）

<table>
<tr><td colspan="3">産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項</td><td colspan="2">産業廃棄物処理施設の位置</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物処理施設の処理方式</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物処理施設の構造及び設備</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理に伴い生ずる排ガス及び排水</td><td>量</td><td></td></tr>
<tr><td>処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項</td><td colspan="2">排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">排ガスの性状及び放流水の水質等の測定頻度に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項</td><td></td></tr>
</table>

別紙（その２）

<table>
<tr><td colspan="3">△災害防止のための計画（産業廃棄物の最終処分場である場合）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法</td><td rowspan="2">特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物</td><td>区　　分</td><td>自家処分　　委託処分</td></tr>
<tr><td>処分方法</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別管理産業廃棄物</td><td>区　　分</td><td>自家処分　　委託処分</td></tr>
<tr><td>処分方法</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">△埋立処分の計画（最終処分場の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">備考
１　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用すること。
２　△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</td></tr>
</table>

第２号様式（第８関係）

年　　月　　日

新潟県知事
（地域振興局長）　様

住　　所
氏名又は名称及
び代表者の氏名
電　話　番　号

産業廃棄物処理施設の設置等に関する変更協議書

年　　月　　日付け　　第　　号で適当である旨の通知を受けた事前協議の内容を下記のとおり変更したいので、新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第８の３において準用する第８の１の規定により協議します。

記

施設の種類		中間処理施設（　　）・最終処分場（　　）
設置場所		
変更の内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		

第３号様式（第１１関係）

年　　月　　日

新潟県知事
（地域振興局長）　様

住　　所
氏名又は名称及
び代表者の氏名
電　話　番　号

措　置　結　果　報　告　書

年　　月　　日付け　　第　　号で指導を受けた事項に対し、下記のとおり措置を講じたので、新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第１１の２の規定により報告します。

記

指　導　事　項	指導事項に対する措置

第４号様式（第１５関係）

年　　月　　日

新潟県知事
（地域振興局長）　様

住　　所
氏名又は名称及
び代表者の氏名
電　話　番　号

工　事　完　了　報　告　書

産業廃棄物処理施設の設置等に係る工事が完了したので、新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第１５の１の規定により、下記のとおり報告します。

記

施　設　の　種　類	中間処理施設（　　）・最終処分場（　　）
設　置　場　所	
着　工　年　月　日	年　　月　　日
工事完了年月日	年　　月　　日
使用開始予定年月日	年　　月　　日
関係法令の規定による許可等の状況	別紙のとおり

添付書類　工事完成写真（産業廃棄物処理施設の全景及び主要な部分等を撮影したもの）

別紙

関係法令の規定による許可等の状況

法令名	許可等の内容	許可等の年月日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日